

社援基発 0409 第 2 号

令和 8 年 4 月 9 日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長

（ 公 印 省 略 ）

介護現場における多様な働き方や常勤化導入支援事業の実施について

標記については、リーダー的介護職員の育成を行うとともに、多様な働き方・柔軟な勤務形態を介護事業所に導入することを通じて、効率的・効果的な事業運営の方法についての実践的な研究を進めていくことを目的として、別紙のとおり「介護現場における多様な働き方や常勤化導入支援事業実施要綱」を定め、令和 8 年 4 月 1 日より適用することとしたので通知する。なお、「介護現場における多様な働き方導入モデル支援事業の実施について（社援基発 0422 第 1 号令和 3 年 4 月 22 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」は本通知の施行を以て廃止とする。

(別紙)

介護現場における多様な働き方や常勤化導入支援事業実施要綱

1. 事業目的

生産年齢人口の減少が本格化していく中、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、リーダー的介護職員の育成をはじめ、介護職員のキャリア・専門性に応じたサービス提供体制のもとで、主に、多様な人材層（若者・女性・高齢者）をターゲットとした多様な働き方・柔軟な勤務形態（朝夕のみ、夜間のみ、季節限定のみの勤務、兼業・副業、選択的週休三日制のほか、登録ヘルパー等の短時間勤務を行っている介護職員が本人の希望に応じて常勤職員となるための支援等）による効率的・効果的な事業運営を行うことを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は都道府県及び都道府県が適当と認めた団体とする。

なお、都道府県が実施する場合は、本事業を適切かつ効果的に実施できる者として都道府県が認めるものに、事業の全部又は一部を委託して差し支えない。

3. 事業内容

本事業は、原則として以下の内容をすべて行うものとする。

(1) 地域の特性を踏まえた介護助手や季節限定労働者等、多様な人材を効率的に呼び込むとともに、OJT等により育成する手法の検討

※ 外国人労働者の雇用手続や職員育成の手法についての助言を得るため、コンサルタント等を活用することも可。

(2) 多様な人材の参入・定着を目的とし、多様な働き方・柔軟な勤務形態の導入に必要な職場環境整備や、リーダー的介護職員育成等の取組

※ 介護サービス事業における生産性向上に資するガイドラインを踏まえ、外部コンサルタントや職能団体、事業者団体等による助言を得ながら実施すること。

また、以下の視点を取り入れ事業内容に反映させること。

- ・ リーダー的介護職員等の人材育成（マネジメント、認知症の症状や終末期の看取りへの対応、地域包括ケアを見据えた多職種連携等）やキャリアパスの明確化（介護助手、介護職員の定着促進、キャリアアップ等）
- ・ 利用者の重度化予防、自立支援（状態変化への気づき、コミュニケーション等）
- ・ 介護職員のキャリア、専門性に応じたサービス提供体制のもとでの、多様な人材によるチームケアの実践（清掃・配膳・見守り等の周辺業務と専門性の高

い業務との切り分け等業務分担の整理、能力に応じた業務への適切な配置等専門性の高い人材が能力を最大限に発揮できる仕組みの構築、利用者の自立支援・満足度等サービスの質向上への取組、多職種連携の深化、その他必要な職場環境の整備)

(4) 一連の実践を踏まえた効果の検証、さらなる改善点の検討

(5) その他本事業の目的を達成するため、実施主体において必要と認められる取組

4. 補助上限額

本事業の補助上限額は、事業に取り組む介護事業所の数に応じて次表に掲げる区分によるものとする。なお、補助率は定額とする。

区分	補助上限額
6事業所以上	30,000千円以内
3～5事業所	20,000千円以内
2事業所まで	10,000千円以内

5. その他

(1) 当該事業のみで使用されることが特定・確認できないものや、当該事業の経費のみを明確に区分して算出できないものについては、基金事業の適正実施の観点から補助対象外となるため、以下の点に留意すること。

- ・ 当該事業以外の用途(他の補助事業や自主事業等)にも使用する共通的な経費は、当該事業に係る経費のみを按分して適切に算出すること。

(2) 職員等の給与その他それに類する人件費及び手当等は本事業の対象とはしない。